

『平安遺文』の宣命書き資料

はじめに

南京遺文、同拾遺に収められた仮名書きを含む古文書資料は、

は各所に蔵される文書が収められ、その中に多数の平安時代文書が含まれる。ここで、竹内理三編『平安遺文』に基づくのは、ひとつの便宜ではあるが、CD-ROM版ができたおかげで利用しやすくなつたこともあり、今後これによる研究が期待される。そこで本稿でもこれを利用して、多様な平安時代文書の中から、宣命書きを含む文書について日本語書記の面からいさか考察を加えることとする（3）。

奈良時代の言語資料として貴重な存在であり、筆者もこれに基づいて「部分的宣命書きの機能」をはじめとする一連の論考を提示してきた（1）。これにくらべると、平安時代の古文書資料

による国語学的研究は、それほど多くない。平安時代の言語資料は、従来から仮名文学資料に加えて訓点資料やいわゆる記録体資料など、分量的にも質的にも奈良時代のそれとは比較にならないほど豊富であり、これを利用する研究は枚挙にいとまないが、質的にはあつかいにくい古文書類は、南京遺文のような写真版の集成がないこともあり、ほとんどかえりみられることはなかつたといつても、それほど大きく現状から異なつてゐるとはいえない。たとえば、平安時代初期の宣命や祝詞については、最近では、小谷博泰、沖森卓也、馬場治らの研究（2）があるが、資料としては初期の成書に収められた宣命や祝詞を資料としており、時代的に下がる石清水八幡宮田中家文書や書陵部壬生家文書などに含まれる宣命までは、まだ対象とはなつていない。

一口に平安時代文書といつても、その数は写しまで含めて膨大な数にのぼり、奈良時代文書の比ではない。大日本古文書に

一、平安遺文を資料として使うこと

奈良時代文書における南京遺文、同拾遺のような、国語資料として利用できるようなかたちで、平安遺文に収められる宣命書き文書、あるいは漢字仮名交じり文書を集成することは、ぜひとも必要なことである。しかしながら、量的に膨大でしかも所蔵がまちまちである平安時代文書においては、現物の調査や写真版による紹介にも限度があり、その集成のためには、まずそのリストを作成する必要がある。いま、平安遺文によつて宣命書き文書、あるいは漢字仮名交じりの文書を検するに、全五千五百三十通の中から、四百四十六通を選ぶことができる。この中に仮名書き主体の文書は含まない（本報告の資料編は、仮名文書も含めて、あらたに番号を付け直したの）。ただし、漢字の割合の多い仮名文書や、仮名の中にも宣命書き（この場合は、本行に書く仮名に対しても右下に仮名が小さく書かれるもの）が含まれるものは、これをとつた。その基準は厳密なものではなく、したがつて仮名文書の中にとるべきものが若干漏れてい

ることもありうる（資料編には、本稿後に確認したものと補つてある）。また、厳密にいえば宣命書きということになるが、地名や「之中」のような定型の小書きはすべてをあげてはいない。したがって、この四百四十六の数字は、最小限の数字であることになる。ただし、中には、裏書きや写しのよううに厳密にこれを資料として利用できるかどうか疑わしいものも含まれることになり、今後その資料性の見極めが必要な作業として残る。それでも、平安時代における文書のありさまを、ひとまずこれによつて概括することは許されよう。それらを、巻ごとに示すと次のようになる。一番下、／のあとの数字が今回抽出した文書数である。

第一卷 延暦二（七八三）年～康保五（九六八）年	一～三〇〇（三〇〇／四）
第二卷 安和二（九六九）年～寛徳二（一〇四五）年	三〇一～六三〇（三三〇／六）
第三卷 永承元（一〇四六）年～承暦四（一〇六〇）年	六三一～一一八一（五五一／二九）
第四卷 永保元（一〇八一）年～天永四（一二三三）年	一一八二～一七九七（六一六／二七）
第五卷 永久元（一二三三）年～保延七（一二四）年	一七九八～一四四五（六四八／四七）
第六卷 永治元（一二四）年～平治一（一二六〇）年	二四四六～三〇四六（六〇一／六四）
第七卷 永暦元（一二六〇）年～安元三（一二七七）年	三〇四七～三八〇一（七五五／一〇九）

第八卷 治承元（一二七七）年～元暦二（一二八五）年	三八〇二～四二七四（四七三／四八）
第九卷 補遺一 天応～承和	四二七五～四四五六（一八二一／二）
第十卷 拾遺 四四五七～四八九六（四四〇／三九）	四八九七～五〇九八（二〇二一／一七）
補遺続 天平～元暦	五～補一五五（一五五／一九）
新補 承和～寿永	補一五六～補二四五（九〇／七）

第十一卷 新続補遺 弘仁～元暦
補二四六～補四三二（一八七／二九）
当然のことながら、時代が下るにしたがつて文書数が増大している。第三巻までで約三百年、年数では平安時代約四百年のうちの四分の三をしめるが、その数三十九通、補遺および拾遺、新補を含めても五十一通にしかならず、全体の一割強に過ぎない。宣命書きを含む文書は漢字仮名交じりの成立と歩調を合わせるかのように、その例数も多くなっているようである。逆にいえば、最後の百年に宣命書き文書が集中しており、それは漢字仮名交じり文の成立時期と重なり、宣命書き文書が漢字仮名交じり文の成立と大きくかかわっていることが、想像されるのである。

一、古文書中の宣命書き資料概観

先に拙稿で述べたように(4)、宣命書き資料は、全体に宣命書きを採用するものと、部分的に宣命書きを含むものとの、大きく二つにわけることができる。前者は、ほぼ日本語の語順に従つて読むことができるが、後者は文章の基本はいわゆる変体漢文であり漢文的な措辞を多く含むものである。もちろんこれは、あくまで程度の問題であり、また中間的なものや部分によって偏るものもある(引用の個所、漢数字は平安遺文の文書番号、()内の算用数字は、今回抽出した資料につけた通し番号)。

右、管得駅家長文部磨之解状備、部下戸主仲磨申云、戸口福成申云(久)、己依所負租米、限永年壳与上件大刀自女既訖者、今依申状、保証人等召集、追勘問、所陳有実、仍券文立如件、以解(五七 近江国駅家長解写(1)、正親町伯爵家旧蔵文書、承和二年)

右は、部分的宣命書きの例である。「申云(久)」の宣命書きは、拙稿に引いた正倉院文書中の小治田人君のそれと同じい。部分的に宣命書きされる語については、時代的な差異が認められるようだが(たとえば正倉院文書に見られる奈良時代の文書では助詞「ハ」はほとんど見られないのに対し、平安時代文書には多くなるなど)、詳細は別項に譲る。これの対極にあるのが全体に宣命書きを採用するもので、特にほぼ日本語の語順にしたがつた宣命・祝詞の類である。平安遺文の中には、

一〇九一 後三条上皇告文(36) 石清水田中家文書

一九九三 白河法皇御告文案(77) 石清水田中家文書

補二九四 大江匡房告文(420) 石清水田中家文書

一七九三 鳥羽天皇宣命案(66) 石清水田中家文書

二八四八 後白河天皇宣命案(158) 石清水文書

三九六三 関東兵乱并三合祈奉幣宣命案(300) 書陵部所蔵壬生文書

四〇二二 祈年穀奉幣宣命案(306) 書陵部所蔵壬生文書

四〇五七 任官宣命案(314) 曹陵部所蔵壬生古文書

四〇八六 太神宮奉幣宣命案(317) 曹陵部所蔵壬生古文書

四〇八八 石清水奉幣宣命案(318) 曹陵部所蔵壬生古文書

四五〇〇 清和天皇宣命(336) 座主宣命

補三八一 安芸国司客人宮祈念祝詞(433) 厳島野坂文書

補三八二 安芸国司大宮祈念祝詞(434) 厳島野坂文書

補三八七 後白河法皇參詣祈念祝詞(435) 厳島野坂文書

補三八八 後白河法皇參詣祈念祝詞(436) 厳島野坂文書

のようなものがある。ただし、たとえば一〇九一の「聖化難施(具)」や一七九三の「猥昇神輿(天)」ように、漢文の措辞に従う部分もあることは、「れもそれ以前の宣命や祝詞に同じく、やはりある程度の幅を持つたものである。

次にあげるのは全体的に宣命書きを採用するが、漢文的な部分も含み、宣命や祝詞の類よりは、先にあげた部分的宣命書き文書に近い部分がある。

縦大仏放言加留給(と□(も))、捨身命不□□□為憂矣、可牒早速(仁)七大寺及延暦寺石清水□□□、依別當(ノ)横法謀計(に)、□(不)可遲遲、其所□□□寺別當与非

違別當同心之由、天下因□□委細不可信尽矣、

若寺中寺外之衆中不【共】云供奉輩「は」、不簡上下臘、
寺中「遠」可掃、以先日別當許「に」送「多流」末寺「の」
条、依「テ」謀計別當妄語「に」被留「天」、于今不為御
汰沙（沙汰）、甚不覺也、

一大衆諸共上道「天」、先「ツ」寺別□可問是非、隨形可
行善惡矣、次可參 内□□殿、

一國王大臣等可憂様先取一人□□只「に」非違別當「ハ」、
可當流罪「に」、雖源賴親「なりと」、依山階寺之憂□
「に」被流、依安樂寺憂、被取帥「ヲ」、余寺之例示
也、豈被捨□寺哉、

一唱七大諸寺衆「ヲ」、同日參会「して」可憂申、專更專
寺憂不成後唱、諸「ヲ」憂支度不可有、

一有所司「ノ」以從者、寺中「にして」殺害せさせたる者
也、今日まで平安にあらする、甚非□○矣、（以下略）

（八〇一 東大寺起請案（17）百卷本東大寺文書九十五号、

天喜四年）

全体的に宣命書きを含むが、「依別當「ノ」横法謀計「に」」
「隨形可行善惡矣」などの漢文的措辞があり、「依「テ」謀計別
當妄語「に」被留「天」」では、前者の「テ」は返った先の「依」
に下接しているのに、後者の「テ」は返る前の「留」に接して
いるといつた具合に、いわゆる変体漢文と日本語的な語順との
中間的な要素を多く含んでいる。さらに最後のひとつ書きの部
分「殺害せさせたる者也、今日まで平安にあらする」には仮名
書きを含む。内容的にも、いわゆる変体漢文で記されるような

ものであり、實際、起請文といわれる類には、部分的に宣命書きが施されるものもままあるが、いわゆる変体漢文で記されるものが多い。

文章全体に宣命書きを採用する文書には、宣命・祝詞の類の他に、先に見たような中間的なものも含めて、いくつかの日用文書の類がある。それらの中には、全体的にはいえないまでも、比較的宣命書きが多用されるような、しかし、基本的にはいわゆる変体漢文であるようなものもある。宣命書きを文章中に含むのは、程度の問題ということになり、となると、どのような場合に宣命書きが採用されるのかは、その文書の内容や表現態度にかかわるものと思われる。そこで、全体的に宣命書きを採用する文書のうち、日記といわれる類と閑注文書といわれる類について見ておきたい。兩者には、その点を考える手がかりがありそうに見えるからである。

三、日記の形式

天喜四年四月廿三日午時立日記 「案」

右、事發「波」、今日辰時許「遠」以「天」、俄「仁」寺中
「乃」北「乃」岡「与り」、甲冑「蘭」笠等「を」著「之」、
弓箭刀鉾「を」帶「之天」、騎兵歩兵等七八十人許出来「天」、
北室「乃」馬道「与り」東第二「乃」房「を」打囲「天」、
或「波」馬「仁」騎「り」、或「波」歩「与り」馳騒「天」、
声「を」高「之天」喚叫「不」、此「を」聞「天」比房近
辺「乃」者驚怖「天」、側「仁」聞「支」、窃「仁」見「礼
ハ」、寺中「乃」人不可恠思、是檢非違使「乃」序宣「に」

依〈天〉、犯人〈を〉追捕〈須留〉也〈止〉云、而間〈に〉房〈乃〉内〈与り〉頸〈を〉取〈天〉出来、相次〈天〉身には〈縄〉を付〈天〉、鎮守二十五所〈乃〉岡〈に〉引捨、如此間、專寺他寺〈乃〉上下諸人等、市〈を〉成〈須〉、爰〈仁〉寺中〈乃〉所司大衆、此由〈を〉陳〈せむと須留〉

処〈に〉、弓箭〈を〉以〈天〉諸僧等〈を〉射散〈之天〉、

敢令進止〈須之天〉、件頸〈を〉隨身〈之天〉去了〈奴〉、

其後大衆集会〈之天〉、彼〈乃〉房〈を〉見〈礼〉は、血

肉流散〈之天〉、仏像經論〈を〉悉〈久〉汙〈之〉、房内〈乃〉

隔等〈を〉打破〈天〉、敢其〈乃〉隱〈礼〉無、退〈天〉

事〈乃〉子細〈を〉問尋〈礼は〉、件被殺害者〈は〉、是犯

人賴正〈加〉子也、而〈を〉件〈乃〉房〈乃〉住僧〈を〉、

事〈乃〉緣有〈天〉相知〈天〉、窃〈仁〉通來間、窺來〈天〉

殺害〈世留〉也〈止〉云々、但此次〈天仁〉被取〈たる〉

【物等〈たる〉】物等、綿衣二領・紬衣一領・三重表衣一

領・同裳一摺・甲袈裟一条・夏表衣一領・同裳一摺・五条

袈裟一条・狩袴一摺・自餘〈乃〉損失〈乃〉物、其數〈を〉

不記、仍為後日記（以下署名略）
(七九七 東大寺五師等日記案 (16) 東南院文書二ノ五)
天喜四年四月二十三日、辰時ばかりに、突然、檢非違使の使

いと名乗る者たちが東大寺に乱入し、犯人らしきものを殺害した上、房内を荒らして立ち去るという前代未聞の事件が起つた。これは、その子細を克明につづつたものである。文章全体

に宣命書きがみられ、ほぼ日本語の語順による文章となつていい。また、宣命書きは双行に書かれる部分もあり、宣命さんがの方法となつていて、これは進上をして整理されていいるからではないかと思われる。これに関して、次の二通の文書が残つていて、

東大寺所司大衆等解 申請 天裁事

請被殊蒙 天恩、早任道理裁定、亂入寺中僧房、殺人斬首狀、

副進日記一通

右、謹檢案内、寺家素依 御願嚴重、從昔以降未聞如此追捕濫惡之事、而俄引率數多隨兵亂入寺中、損亡房舍殺人取首、因茲大衆驚集、尋問子細之處、是犯人賴正子隱住僧房之由、已有其聞、仍以檢非違使序宣、所擄殺也者、倩尋旧例、尚於寺辺輒無人擄、何況於寺中乎、若適有如此犯過者【者】【人】之時【者】、先觸案內於寺家、被尋召、是所流例也、而切散血肉、汙結界盡地、踏破障局、愕修學禪窓、寺中大驚、無過於斯、抑不令知大衆、【成殺害之至、又似失朝憲、望請天裁、任道理裁定者】、竊篋居犯人之者、其咎責而有餘、但猥於僧房成殺害之至、又以似失朝憲、望請天裁、早任道理、被裁定者、糺非常濫過、全御願嚴跡、仍勒在狀、謹請 天裁、

天喜四年四月廿三日

(七九五 東大寺所司大衆等解案○東南院文書二ノ五)

左弁官 下東大寺 「案」

応早召進隠宿犯人房主事

右、得彼寺去月廿五日奏状稱、謹檢案内、寺家者是三代聖年御願、建立以降既雖及三百餘歲、未聞如此追捕濫惡之事、而今以去廿三日辰尅、俄称檢非違使序宣、騎兵歩兵七八十人許、從寺中北岡出来、著帶弓箭甲冑等馳入寺中、損亡房内殺人斬首、因茲住僧等恠問此由之處、以弓箭射掃、敢不令陳是非、爰情案事意、縱雖籠寺中犯者、先触案内於所司被尋召之、是御願之嚴重所所之流例也、而切散血肉、汙結界靈地、打破障隔、愕修学禪窓、寺家大愁無過於斯、仰不知大衆、窃籠居犯人之者、其咎責而有餘、但猥於僧房成殺害之輩、又以失朝憲、仍具子細載在日記、望請 天恩、早任道理被裁下者、糺非常濫過、全御願嚴跡者、右大臣宣、奉勅、宜仰彼寺、先令召進隠宿犯人之房主者、寺宜承知、依宣行之、不可違失、

天喜四年五月三日

大史小楨宿禰 〈在判〉

中弁平朝臣 〈定親〉 〈在判〉

(七九九 官宣旨案○東南院文書二ノ五)

前者はこの事件に対して朝廷に裁量を求めたものであり、その中にある「副進日記一通」が、問題の日記に相当するものであろう。この日記が、およそこの形で進上されたものとおぼしい。後者は、これに対する官の宣旨であり、左弁官から東大寺に下されたものの写しである。前にもあるが、後者には、日記に記されているのとほぼ同じ内容の事柄が、いわゆる変体漢文によつて書かれている。つまり、同じ内容を、どのように書きあらわすかということは、その文書の用途や種類によつて異

なつてゐると見ることができる。

日記といわれるもので、宣命書きを含むものにはこの例を含めて次のようなものがある(5)。

二八〇 伊賀国板蠅柿四至紺繆記案(4) 東大寺文書四ノ

二

四〇四 東寺宝蔵焼亡日記(7) 東寺百合文書の

七九七 東大寺五師等日記案(16) 東南院文書二ノ五

八九一 山城国石垣莊住人紀某日記(27) 東大寺文書四ノ

九十一

九八一 僧蓮照日記(29) 吉田文書一

一二三八 東寺領伊勢国大国莊政所日記(40) 東寺百合文書

書せ

三一七八 高向依重文書焼失状(192) 吉田文書

補一六六 寂樂寺宝蔵物紛失状案(41) 高野山文書

ここで日記とされるのは、ある事件の顛末を記したもので、現代にいう日記とは異なる。字句に多少の異なりはあるものの、例示したような「事発者(ハ)」で始まり「仍為後日記」で結ぶのをひとつ定型とする。冒頭と結びをあげれば次のようにある。

右件板蠅柿(と)云(は)、(レ)仍為後日記(二八〇)

右事發(は)、(レ)仍為後日、立日記如件(四〇四)

右、事發(波)、(レ)仍為後日記(七九七)

右、事發(波)、(レ)仍立日記(八九一)

右、事發者、(レ)仍為後代立記(九八二)

右事發、(レ)仍為後日沙汰、注在状、以解(一二三八)

右、事發者□仍為後日沙汰立記（三一七八）

右事發（ハ）、（立日記如件、以解（補一六六））

ただし、文章の様態はそれぞれに異なり、二八〇や一二三八は文章全体に宣命書きを採用するといつても、比較的宣命書きが少なく、また、三一七八と補一六六は部分的に宣命書きを含むのみである。それでも、半数の四通は全体に宣命書きを施した本資料と同様の形態であり、これが宣命書きを含む文書の、ひとつの類をなすことは疑いないことである。つまり、類による形式が宣命書きを採用させているのであり、いわゆる変体漢文の公式文書形式によつても、同じ内容は記したという」と物語つている。

四、問注文書の形式

正倉院文書の中に、次のようなものがある（6）。

謹啓

納日下部子虫服物櫃匙、在東塔所、即御封、又、昨日自丹波山仕丁丹生嶋君參申、子虫服（給）、即水主問、「自何日參上、又仰給米事何」、答申、「今月十六日發參上、又材木依雨太落、皆流散、依此收（而）米不進上状申上」云、又問、「雨者自何日落」、答申、「自十七日々中」、又問、「雨者自十七日落、嶋君者自十六日參上、何知雨大落」、答申、「雨可大落時者、預（川）水際益、以此雨大可落云進上」申、（以下略）

ノハニに水主と嶋君との問答が記されているが、答えの部分には、三箇所のうち二箇所に「答申」「云」というように、發話動詞を前後に置く形式が見られる。このような、問答を含む文書はまま見られるが、平安遺文には、問注文書とよばれる類が、問答の形式のひとつとして、特徴的な形式をとる。

公文所

問注御裝束所檢校末貞訴申同檢校友成申詞記

問友成云、請被殊任道理、裁下給古作田子細狀、在向野鄉内字巫田内式段并字大木垣壱所者、右件田畠、以去庚和年之比、牛男丸与末貞令相訴申之處、被召問岡師永尋之間、依陳申末貞道理、可領掌末貞之由、御判給了、何彼相論之時、有可友成領知者、彼時出來、可訴申之處、友成母依為放出子也、今父弘永死去之後处分之由愁申、令作之旨、所難堪也、於田畠所領道者、致無公驗者、以手次領作之理、所令所領也、何友成年來父放出子能為男子、不知田畠令領掌之條、無其謂者、依実子細弁申如何、
友成申云、末貞訴申巫田二反畠小城垣一反事、年來相訴之間、御定云、末貞・友成相共可蒙神判之由者、神判祭文進之處、未貞方（二）出來証利、（一）舅安富死、（一）兄竊盜（二）合（天）悉損取、（一）乘馬斃、（一）兄時光（か）子死、（一）甥貞時（か）子死者、以去年三月十六日注進之處（二）御判云、件田畠任神判証驗（天）友成可領掌之由者、而背御判旨、所訴申無謂（と）申、（花押）
問末貞云、友成陳狀如此者、子細如何、

未貞申云、友成〈加〉注申証驗事無謂、甥貞時子死〈ハ〉友成〈と〉件人從父兄也、又竊盜合事、未貞合之後、友成〈も〉合候、又時光娘死事、件女不立神判以前〈与利〉腹病〈之天〉三年〈と〉申〈ニ〉死者、夫成國〈を〉可被召問之、安富死事証〈ニ〉不候、其故〈ハ〉未貞〈加〉子共其數候〈とも〉指無咎、又馬斃事、友成馬〈毛〉西方〈より〉乘候〈ニ〉、宇佐川〈ニ〉鞍下〈天〉棄候〈ハ〉不証候哉、兼又寄御判於事〈天〉、件巫田二反内号〈ニ〉傍畠散破取之条、無謂〈と〉申、（花押）

友成申云、未貞陳申条、謂不候、友成竊盜〈ニ〉合事、未貞如陳狀〈三〉、未貞合〈能〉後也、又友成〈か〉乘馬宇佐川〈ニ〉鞍下棄由、申無害也、件馬〈ハ〉高遠所從〈ニ〉給之後事〈をハ〉不知候事也、但未貞乍置先日証、以後日証〈天〉注申条、謂不候、其定候〈ハ〉、未貞〈ハ〉水干裝束〈ニ天〉御湯殿〈ニ〉參上〈天〉、清祓仕〈里〉、又無止御鎖之舌折〈天〉、政所〈ニ〉可勘申之由候〈と毛〉、未勘申候、未貞孫死〈ハ〉証〈ニハ〉不候哉、又畠妨事〈ハ〉件巫田内（仁脱力）〈天〉候〈ハ〉妨候也、郡司田所相共〈ニ〉、被寒檢候〈ハムニ〉、顯然候歟〈と〉申、（花押）未貞申云、去年十月之比、友成受病之由、承候〈ニ〉、友成申云、無害也、神判〈を〉蒙〈と〉依申〈天〉、友成〈ハ〉竊盜〈ニハ〉合候也、又未貞〈か〉盜人合〈ハ〉証〈ニ〉申候〈ハムと天〉友成取候也〈と〉申、（花押）又未貞申云、友成〈加〉母〈ハ〉、以先年之比〈天〉御炊殿一御殿御階参〈天〉、刀〈を〉腹〈ニ〉中〈天〉自害〈せ

んと〉仕、依〈天〉貫首宗季宿禰預了者、故御館御任〈二ハ〉雖訴申、沙汰不候之處、當御任、此沙汰〈ハ〉申候也、父武国〈ハ〉雖無指放火殺害、依致濫行〈天〉、永以被解却了〈と〉申、（花押）

友成申云、未貞〈加〉友成母〈か〉不能〈をハ〉、先日相訴申勘状申書了、而尚今度〈も〉同事〈を〉陳申条、謂不候、但撰〈須留〉所〈ニ〉神判御裁定〈天〉、依証利〈天〉裁給事〈を〉重訴申之条、謂不候〈と〉申、（花押）

以前、彼此申詞、問注如件（二一五八 宇佐宮公文所問注日記（92）小山田文書、大治五年）

引用が長くなつたが、これは、宇佐宮御装束所の検校であつた未貞と友成なるものの土地争いに関する、二人に事の子細を尋問した、その記録であるが、特に答える部分は「申云」、「と申」の形式で統一されており、先にあげた正倉院文書の形式に通じる。注意すべきは、答える部分は全体的に宣言書きが施され、「申云」、「と申」の形式で統一されるが、問い合わせの部分には宣言書きは見られず、いわゆる変体漢文で綴られている点である。これは、答える部分は特に、当事者の言葉をそのままのかたちで残そうとしたものと思われるが、同時にこれでひとつ的形式となつており、次のような問答を含む文書に共通して見られる形式である。

一七三八 東大寺三綱注進状案（62）東大寺文書四ノ七

一一五八 宇佐宮公文所問注日記（92）小山田文書

二三六〇 豊前国八幡宇佐宮公文所問注記（107）小山田文書

一一四一三 劍學院政所問注記 (111) 東大寺文書四ノ三十

九

形式でありながらも、答えの文章中には宣命書きを含まないものや、

一一四六七 散位源行真申詞記 (115) 愚昧記仁安三年十一月卷裏文書

一一四七一 園城寺僧朝順等申詞記 (118) 愚昧記仁安三年十一月卷裏文書

一一五七六 僧永慶菅野為遠申詞記 (128) 愚昧記仁安三年十一月卷裏文書

一一五八三 河人成俊等問注申詞記 (129) 愚昧記仁安二年冬卷裏文書

一一五八四 問注申詞記 (130) 愚昧記仁安二年冬卷裏文書

一一五六四 東大寺僧覺仁・伊賀国目代中原利宗問注記案

(140) 東大寺文書四ノ九十

一一五六六 伊賀国目代中原利宗・東大寺僧覺仁重問注記

(141) 京都大学所蔵東大寺文書

一一五六七 伊賀国目代中原利宗・東大寺僧覺仁重問注記

(142) 東大寺文書四ノ四

一一五六一 明法博士坂上貞口勘文 (187) 陽明文庫所蔵兵

範記仁安二年秋卷裏文書

一一五六六 士佐国雜掌紀頼兼主殿寮沙汰人伴守方問注記

(252) 書陵部所蔵壬生古文書

一一五九八 後白河院庁公文所問注記案 (302) 東大寺文書

四ノ五

中には、「友成申云、送日之計、依不為方候、件田畠所沽渡國門実也、
(ヒ)申」(一一五六〇)のように、「申云、
(ヒ)申」の

利宗申云、東大寺領加納公田、依対捍國役者、孝清任去長治三年注子細經奏聞之處、可准公田之由同被下宣旨了、為量任去保延六年可停廢之由、同被下宣旨了、此外當任去天養元年院下文云、權門庄園加納田官物、段別三斗可濟之由被仰下了、此外何他証文可罷入哉、但背宣旨狀、無弁三斗例之由、覺仁陳申之條、只所済之例也、彼憲明任二斗米外題^ハ、依庄家語、一旦令与判歟、不可准、國衙所進代々宣旨、并院下文、因茲可濟三斗米之由、在府官人等所令言上也^ト申(一一五六六)のように、部分的にのみ宣命書きを含むが、ほぼいわゆる変体漢文であるようなものも見られる。また、問いも、又問云、件論田資良朝臣任以後、為庄出作、於其以往者無出作之由、見興福寺解狀^仁、件子細如何(一七三八)のように、部分的に宣命書きを含む例がまったく見られないわけではないが、問い合わせ宣命書きを含まないのが通例であり、答えも「申云、
(ヒ)申」であるという基本的な形式は、共通している。これもやはり、先の日記同様、文書の形式が整えられており、それにのっとった形で文章が作成されているという、類型としてとらえることができよう。つまり、正倉院文書に見られるような問答形式では、問い合わせの部分と答えの部分ではそれほど差はないのに対し、平安時代の問注文書は、ひとつの型を持つていているということになる。文書の形式が社会的に整備さ

れてきた結果と思われるのである。

まとめ

宣命書きが口頭語的な部分にあらわれやすいことは、すでに指摘があり、たとえば延喜式において、儀式での唱え事の部分に宣命書きが使用されるのは、その一例である。平安遺文の宣命書きも、詳述は稿を改めねばならないが、概して口頭語的な部分に使用される傾向が見て取れる。これはひとつの表現方法としてとらえることができよう。しかしながら、一面では以上に見てきたように、宣命や祝詞以外にもひとつの文書の形式として宣命書きが採用されるようになる。これはこれで、ひとつの「文体」を形成しているものと思われる。

『東大寺諷誦文稿』にはいくつかの質の異なる書き様が混在しているが、全体としては漢字片仮名交じり（片仮名宣命書き）であり、そこに、いわゆる変体漢文を文章の基調として認めることのできると、以前に指摘した（7）。これも、とある書き様がひとつの文体（いわゆる和漢混淆文）を形成してゆく過程のようなものと考えられるわけだが、宣命書きによる日本語要素の埋め込みが、口頭語的な表現方法のひとつから、文章の類型を形成するひとつのあり方を、平安時代文書の中にも見出すことができるるのである。

そもそも、古代日本語の漢字文は、中国古典文の規範にのつた正格の漢文と、仮名書きの日本語文とを両極とする、その中間的な変位（バリエント）として記述することが可能であ

り、そしてその基底にあるのが日用文書の様式であると思量する。とすれば、平安遺文に所載の文書の類の考察、とくに宣命書きを含む文書や漢字仮名交じりの文書の考察は、これから漢字仮名交じりや和漢の混淆といったことを考えるのに、ひとつの重要な観点となりうると思われるのである。

それぞれの文書についての厳密な資料批判や文体あるいは文章の類型といった用語の規定など、つめなければならないことは多いが、平安遺文の文書類を国語資料として利用するひとつの方向を示した次第である。

【注】

(1) 拙稿「部分的宣命書きの機能」（『国語語彙史の研究十九』、一〇〇〇・二）、「宣命書きの成立をめぐって」（『大阪市立大学文学部創立五十周年記念 国語国文学論集』、一九九九・六）、「日本語書記史と人麻呂歌集略体歌の『書き様』」（万葉一七五号、二〇〇〇・十一）など。

(2) 小谷博泰『木簡と宣命の国語学的研究』（一九八六、和泉書院）、沖森卓也『日本古代の表記と文体』（二〇〇〇、吉川弘文館）、馬場治「五国史所載宣命の国語学的研究」（*telos11*、一九九三・二）

(3) CD-ROM版平安遺文（一九九八、東京堂出版）のテキストは宣命書きの小字を本行と区別しないので、具体的な作業として、活字本によつてまず宣命書きを含む文書を抜き出し、それと対照させながらCD-ROM版を加工して作成した資料に基づく。引用する資料の〈〉内は小字の

部分をあらわし、／は割書きの改行部分をあらわす。

(4) 拙稿「部分的宣命書きの機能」(『国語語彙史の研究十九』、二〇〇〇・三)

(5) この他、平安遺文の表題には、一一五八が「宇佐宮公文所問注日記」とするが、冒頭には「問注御装束所検校末貞訴申同檢校友成申詞記」とあり、内容的には第四節に取り上げる問注の文書であり、形式が異なる。

(6) この文書については、沖森卓也『日本古代の表記と文体』(一〇〇〇、吉川弘文館)に問答形式の特徴についての言及がある(二一八頁)。

(7) 拙稿「部分的宣命書きからみた『東大寺諷誦文稿』」(女子大文学国文篇五一号、二〇〇一・三)

(補注) 本研究報告に付した資料編は、仮名文書も含めて調査しなおしており、本稿に引用する通し番号とは大幅に異なる。したがつて、本文を参照する場合は、平安遺文の文書番号によられたい。

(女子大文学国文篇五三号)